

説明・記載例 (取下書・調停用)

【留意事項】

◎調停の申立ては、調停事件が終了するまで、その全部又は一部を取り下げることができます。ただし、調停に代わる決定がされた後にあっては、相手方の同意を得なければ、その効力を生じません(民事調停法第19条の2)。

◎裁判所に郵送する場合は、封筒の宛名に事件を担当する係名を記載してください。

◎裁判所に来られるときは、記載事項を訂正していただくこともありますので、申立書等に押印した印鑑を持参してください。

調停用

取 下 書

申立人 千代田 花子
相手方 日本 太郎

上記当事者間の 平成・令和 年 (/) 第 123 号

建物明渡 調停事件について、申立人は、申立ての

☒ 全部
☐ 一部 (の部分)
を取り下げます。

令和 年 月 日
申立人 千代田 花子 印

簡易裁判所 御中

※ 印鑑は、申立書に押印したものを使用してください。

申立人と相手方の氏名・名称を記載してください。

事件名を記載してください。

一部取下げの場合には、取下部分を記載してください。

提出先の裁判所名を記載してください。